

熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金の交付に係る事務取扱については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助対象市町村は、次の各号のいずれにも該当する人口30万人未満の市町村（指定都市及び中核市を除く。）とする。

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護並びに重度障害者等包括支援における居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の当該年度の介護給付費支給額について、国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- (2) 熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金（以下「県地域生活支援事業」という。）の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（県地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、県地域生活支援事業による補助を優先適用する。）

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、当該年度における訪問系サービスの国庫負担基準額を超過した額の範囲内で定める額とし、県地域生活支援事業の対象市町村にあつては、国庫負担基準超過額から県地域生活支援事業により補助される額を控除した額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、次に掲げる市町村においては、次に掲げる金額の範囲内とする。

- (1) 人口10万人以上30万人未満の市町村

「当該年度の国庫負担基準額に1/8を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/8を乗じた額」を比較していずれか低い方の額から「当該年度の国庫負担基準額に2/3を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に2/3を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 人口3万人以上10万人未満の市町村

「当該年度の国庫負担基準額に1/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/4を乗じた額」を比較して、いずれか低い方の額から「当該年度の国庫負担基準額に3/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に3/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 人口3万人未満の市町村

「当該年度の国庫負担基準超過額」の全額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

3 補助率は4分の3とする。

第4条 要項第3条第1項の申請書は、同項の規定にかかわらず、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

3 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第2号様式によるものとする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金所要額調書（別記第3号様式）とする。

(実績報告)

第5条 要項第9条第1項の実績報告書は、同項の規定にかかわらず、別記第4号様式によるものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第5号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金精算書（別記第6号様式）とする。

4 要項第9条第3項及び第4項の実績報告書の提出期限は、同条第4項の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の5月末日とする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月2日から施行し、平成21年4月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月21日から施行し、平成25年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月28日から施行する。